

## 隼人都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

### 理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年5月19日法律第73号)において，都市計画法(昭和43年法律第100号)第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，隼人都市計画区域においては，「人と自然と産業が共生するまち隼人」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

隼人都市計画  
都市計画区域の整備，開発  
及び保全の方針

鹿児島県

## 《 目 次 》

1 . 都市計画の目標	
1 ) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2 ) 地域毎の市街地像	2
2 . 区域区分の決定の有無	
1 ) 区域区分の決定の有無	3
3 . 主要な都市計画の決定の方針	
1 ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	4
主要用途の配置の方針	4
土地利用の方針	5
2 ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	
交通施設の都市計画の決定の方針	5
下水道及び河川の都市計画の決定の方針	8
その他の都市施設の都市計画の決定の方針	9
3 ) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	
主要な市街地開発事業の決定の方針	10
市街地整備の目標	10
4 ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	
基本方針	10
主要な緑地の配置の方針	11
実現のための具体の都市計画制度の方針	12
主要な緑地の確保目標	12

## 1. 都市計画の目標

### 1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

隼人都市計画区域(以下「本区域」という。)は、鹿児島県の始良・伊佐地域に位置し、福岡県北九州市を起点とし鹿児島市を終点とする九州縦貫自動車道、東九州自動車道及び国道10号、宮崎県小林市を起点とし隼人町を終点とする国道223号等の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

本区域は、東部に天降川が貫流し錦江湾に注ぎ、その流域の洪積世及び沖積世の低地に市街地、集落及び農地等が形成され、河口沿岸部には干拓地を有している。

本区域は旧来、天降川がもたらす肥沃な農地を背景にした農業を基幹産業としながら、優れた泉質で豊富な湯量を誇る日当山・妙見温泉など観光地としても人々に親しまれてきた。また、鹿児島神宮の初午祭をはじめとする長い歴史をもつ伝統行事など数多く継承され、また、背後の霧島連山や清流天降川を一体として、情緒豊かで風光明媚な区域である。

近年では、空港や自動車専用道路、国道、鉄道等による交通体系が整い、本県中央部における交通の要衝として重要な位置にある。また、鹿児島県工業技術センター等の研究開発機関等が整備されるとともに、高度技術企業等が立地するなど、本区域の産業構造が変化しており、そのような変化に伴い、急速な都市化が進み、人口も増加傾向を維持している。

このような中で、都市基盤整備等、積極的に取り組んできたが、さらに未来に住む人々が量的のみならず質的にもより高い暮らしを営み、豊かな自己実現を目指して一人ひとりの個性が輝くような生活ができるように努める必要がある。

そのためには、人と自然が共生したまちづくりに努めていく必要がある。一人ひとりが、人や自然に対する思いやりの心を持ち、隼人のすばらしい自然を守り育て、未来に引き継ぐ努力を続けなければならない。

そして、この優れた環境の中で、まちの活力を高め、豊かな暮らしを支える産業の振興を図るために、自然と産業が共生したまちの発展を続けなければならない。

このことから、本区域では「人と自然と産業が共生するまち隼人」を基本理念とする。

この基本理念を実現するため、次の4つの基本方針に基づいてまちづくりを推進する。

### 心豊かな、文化の香り高いまちづくり

本区域には初午祭や鹿児島神宮など有形・無形の貴重な伝統文

化が残されている。これらを今後とも継承し，新たな隼人らしさのある文化を創造するため，シンボルロードや散策路，史跡を活用した公園整備，街並みの保全を目的とした，景観誘導策等により，住民が暮らしを営むなかで誇りに思えるようなまちづくりを目指す。

#### **健康で生きがいのある安心して暮らせるまちづくり**

本区域には良好な居住環境があり，多様な福祉施設や供給処理施設が立地している。今後もこれらの施設を都市施設として活用，あるいは新たな施設の配置の検討や，街路のバリアフリー整備等を図り，住民の心にゆとりをもたらす，安心して暮らせるまちづくりを目指す。

#### **豊かな暮らしを支え，活力とにぎわいに満ちたまちづくり**

本区域には生活に便利な大型店舗や生活に密着した商店街がある。また，働くための場が数多くある。今後はこれらの機能の拡大充実を図るため，より効率的な交通体系の確立や基盤整備，適正な土地利用の規制・誘導策を図り，人が集まる活力あるまちづくりを目指すとともに，住民の生活や産業を支えるインフラ（社会資本）の充実を図る。

#### **魅力ある自然と共生する快適なまちづくり**

本区域は北西部に広がる緑豊かな丘陵地，南北を流れる天降川，南には錦江湾など自然に恵まれている。適正な土地利用の規制・誘導策などにより，都市にゆとりやうるおいを与え，生活を豊かにするこれらの自然を守り，人々の暮らしと共存するまちづくりを目指す。

## 2) 地域毎の市街地像

南西部地域（テーマ：美しい自然と田園風景のある静かな住宅地域）

南西部地域は，広域都市軸の結節点であり，交通の要衝としてバイパス道路の整備等や，「隼人ガーデンシティ」の早期完成を図るとともに，美しい小浜の海岸線や景色の良い静かな山沿いの自然と共生した，人と自然にやさしい住宅地域を目指す。

南東部地域（テーマ：豊かな水とともにある人と物のふれあう交流地域）

南東部地域は，現在でも隼人東インターチェンジや国道10号などの広域都市軸が配置された交通の要衝にある。今後，隼人新港外港周辺の整備等により，物流の拠点としての役割をも担う地区であり，流通・業務核として位置づけるとともに，古くから住民の生活とともにあった天降川と錦江湾という豊かな水辺環境を活かして，子供から高齢者まで安心して暮らせる，人びとの交流と新たな流通の拠点となるような地域を目指す。

中央部地域（テーマ：便利でにぎわいのある活力と文化の共存地域）

中央部地域は、都市中心核や生活文化拠点が配置された本区域の中心地域である。本地域は、既存商店街と新興大型店舗の共存、さらに本区域特有の歴史と文化を大切にした便利で活気あふれる地域を目指す。

北西部地域（テーマ：自然とのふれあいを大切にする緑に囲まれた里山地域）

北西部地域は、その大部分を樹林地ゾーンが占めており、自然のままの嘉例川地区や奥新川地区の渓谷など豊かな自然と景観に恵まれている。本地域では、自然や人とのふれあい、交流のある魅力あふれる地域づくりを目指す。

北東部地域（テーマ：お湯と医療・福祉、すべての人にやさしい地域）

北東部地域は、周辺に開かれた地域医療と温泉観光を地域の核とし、その周辺に計画的に整備された優良な住宅地と優良な農地が併在する地域として、すべての人にやさしい住宅地域を目指す。

## 2. 区域区分の決定の有無

### 1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は、これまで増加傾向で推移してきており、今後もその傾向は続くものと予測される。また、商品販売額や製造品出荷額なども増加傾向にある。

しかし、新築件数が減少するなど市街化動向が鈍化していることに加え、土地区画整理事業等による適正な面的整備を計画的に施行していることから人口増加による将来的な土地需要には、現市街地内において対処可能である。さらに、適正な面的整備に加え、地域地区等の土地利用の規制・誘導等により、良好な都市環境の形成を図ることが可能である。

また、産業の発展に伴う将来的な土地需要に対しては、市街地内の未利用地の活用や臨空団地（農工団地）の整備が進められていることから十分対処可能である。

従って、本区域における急激かつ無秩序な市街地の拡大はないものと判断される。

一方、緑地等自然的環境の保全については、農業振興地域の整備に関する法律、森林法による土地利用規制により保全できると判断される。

これらのことから、本区域の基本理念に基づく都市の将来像の実現に、区域区分の運用による規制・誘導の必要性は低いと判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### 主要用途の配置の方針

##### a 業務地

J R 隼人駅を中心として隼人町役場や図書館，郵便局等の行政サービス施設が集積している地区を業務地と位置づける。今後も住民生活と行政機能を結びつける業務地としての機能を強化するとともに，都市景観やユニバーサルデザイン，バリアフリーの理念に基づいた空間形成に努める。

##### b 商業地

見次交差点を中心とする地区を商業地として位置づける。本区域の商業機能は，本区域内に留まらず始良・伊佐地域の中心としての役割を担っており，現在も急速に発展している。

今後も大規模店舗や業務施設の集積を図るとともに，低未利用地の計画的な基盤整備など検討し，J R 隼人駅の東西連絡道の整備による集客機能を付加させるなど，広い商業圏域を吸収できる商業地の形成を図る。

日当山・姫城地区については，温泉郷としての観光面の機能だけでなく，宅地化の進行する周辺地区の購買需要に対応する生活密着商業地の機能も担っていることから，観光地としての魅力づくりを進めるとともに，生活密着型商業地を配置する。

浜之市地区については，現在，整備を進めている土地区画整理事業による良好な宅地を供給するとともに，国道 10 号沿道域では生活密着型商業地を配置する。

##### c 工業地

真孝や小田などの地区の一部を工業地として位置づける。なお，既存の工業系施設については，周辺地区の環境に配慮しながら，流通経路，操業環境の拡充を検討する。

今後，新たに整備される工業団地については，周辺環境に配慮しながら，敷地内の緑地化等に積極的に取り組む。

##### d 流通業務地

交通の結節点となる鹿児島空港や東九州自動車道隼人東インターチェンジ，港湾施設の周辺については，本区域の地理的優位性，交通の利便性を活かし流通業務地として位置づける。

##### e 住宅地

住宅地については，現行の用途地域及び周辺地域に配置し，市街地形成とともに用途の純化を図り，利便性の高い優れた居住環境の創出を目指し，必要に応じて基盤整備の検討や土地利用について適正な規制・誘導を図る。

また，計画的に整備される住宅地については，アクセス道路の整

備や適正な土地利用の規制・誘導を図り，優れた居住環境の保全に努める。

#### 土地利用の方針

##### a 土地の高度利用に関する方針

J R 隼人駅，見次交差点の周辺は，始良・伊佐地域の広域的な商業，業務の中核核としてふさわしい，にぎわいと魅力ある都市空間の形成を図る。

##### b 居住環境の改善又は維持に関する方針

現行の用途地域及び周辺地区において，宅地化が進行しつつも都市基盤の整備が不足している地区については，道路や公園等の公共施設の整備を推進し，良好な居住環境の改善を図る。

ある程度の都市基盤整備が進められ，戸建住宅を主体とする土地利用が形成されている地域については，地区計画や緑化協定等の導入を検討し，優れた居住環境の維持を図る。

##### c 都市内の緑地又は都市内の風致の維持に関する方針

市街地内の良好な樹林地，境内林，公園は，住民に身近な自然的環境とうるおいのある都市空間の形成において重要な役割を担っているため，その維持に努める。

##### d 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備がなされた農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については，関係機関との連携により，農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め，優良農地の確保・保全に努める。

##### e 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では，災害を未然に防止する観点から，市街化を抑制する。また，保安林等に指定されている地区は，その保全を図るとともに市街化を抑制する。

##### f 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

親水性に配慮した河川整備が行われた天降川等は，水質悪化を防止しながら，良好な水環境，自然環境形成に努め，水辺とふれあう場として活用する。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 交通施設の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備の方針

本区域においては，広域的な交流・連携を強化する役割をもつ

主要な道路として、東西方向に東九州自動車道、国道 10 号、県道日当山敷根線及び県道都城隼人線が、南北方向に九州縦貫自動車道や国道 223 号が位置している。

本区域では、通勤通学の時間帯には通過交通と都市内の発生交通が混在し、交通渋滞が慢性化している。また、急速な宅地化による区域内の発生交通の増大も課題とされており、都市内のアクセシビリティに優れた交通体系を確立する必要がある。

また、東西、南北方向に配置している主要幹線道路を骨格道路として位置づけ、都市幹線道路の機能を拡充したうえで、各道路の機能分担を明確にし、段階的構成により居住区内からの通過交通を極力排除するなど、自動車交通の円滑な流れを確保する必要がある。

このようなことから、本区域の交通体系は次のような基本方針のもとに整備を進める。

今後、さらに増加が見込まれる交通需要に対し、アクセス道路の整備、バス路線の拡充等に努め各種公共交通機関への適正な機能分担のもとに、総合的な交通体系を計画する。

通過交通と都市内発生交通の分離を目指し、各道路の機能分担を明確にし、必要に応じ改良を行うとともに、不足する機能に対し積極的に整備を行い、自動車交通の円滑な流れを確保する。

交通体系そのものが地域の都市経済活動並びに防災上重要な役割を担うため、各拠点や地域を連絡する機能、沿道域の開発圧力、立地需要に十分配慮した道路網を整備する。

施設計画にあっては、交通の管理運営に十分配慮し、効率的な交通体系の確立を目指す。また、施設整備にあっては、既存施設の有効利用を図りつつ、計画的、段階的整備を行う。

歩行者空間の安全かつ円滑な通行の確保を目指すとともに、都市景観、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した歩行者空間の形成に努める。

#### イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、高規格幹線道路、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### ア 道路

東西、南北方向に配置している主要幹線道路を骨格道路として、都市内を連絡する道路の機能の拡充を図り、自動車交通の円滑な

流れを確保するため、次の方針により適正に配置する。

種 別	配 置 の 方 針
高規格幹線道路	<p>広域的なネットワーク形成を図るため、以下の道路を配置し、整備促進を図る。</p> <p>都市計画道路 1・4・1号加治木隼人線 (隼人道路・東九州自動車道)</p>
主要幹線道路	<p>本区域の都市構造における骨格としての役割を担い、都市に出入りする交通や通過交通を受け持ち、広域的に他都市とを連絡する道路として機能拡充を図る。</p> <p>国道 223号 国道 504号 都市計画道路 3・4・1号 浜之市線(国道 10号) (区画整理事業で整備) 都市計画道路 3・4・8号泉帯線 (県道日当山敷根線)</p>
都市幹線道路	<p>隣接する都市との連携を図りながら、主として主要幹線道路と都市内の主要交通発生源等を有機的に結び、円滑な自動車交通の流れを確立するとともに、地域の基幹道路として、以下の道路を配置し整備を図る。</p> <p>南北軸：都市計画道路 3・4・2号宮内線 (仮称)姫城線 東西軸：都市計画道路 3・4・7号野口線 (県道北永野田小浜線) 都市計画道路 3・4・2号宮内線 (県道北永野田小浜線) 県道 崎森隼人線 町道 小田小浜線 (仮称)新川線 (仮称)小浜線</p>
その他	<p>J R隼人駅については、東口に新たに交通広場、東西の連絡通路等の整備を図る。</p> <p>既存道路については、交通量の伸びを勘案し、交差点改良・踏切の立体交差により交通の円滑化を図る。</p>

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。



b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

「鹿児島県下水道等整備構想」に基づき，国分隼人公共下水道の計画処理区域において，下水道の整備を進める。

イ 河川

本区域には，天降川等の河川がある。これらの河川については，都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は，次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
公共下水道	(汚水)第 1 処理分区，第 2 処理分区の各一部。

その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

本区域の基本理念である“人と自然と産業が共生するまち隼人”の実現に向けて，産業，流通活動の円滑な運営を支援するとともに，より利便性の高い生活環境の創造を目指し，適切な都市施設の配置を検討する。

また，円滑な都市活動を支え，都市生活者の利便性向上を図り，良好な都市環境を確保するため，汚物処理場などの都市施設について，周辺市町と連携を図りながら適正な配置，整備を検討する。

b 主要な施設の配置の方針

ア 汚物処理施設

本区域においては，現在，周辺市町と広域に汚物処理を行っているが，広域的な枠組みの中で住民との連携を図りながら，人口の増加に対応するとともに，環境への配慮，住民の生活水準向上を目的として，既存施設の機能を維持し必要に応じ拡充を図る。

イ ごみ処理施設

本区域においては，現在，周辺市町と広域にごみ処理を行っているが，広域的な枠組みの中で住民，事業者との連携を図りながら，人口の増加にともなうごみの増大に対処し，環境への配慮，住民の生活水準向上を目的として，施設のあり方や適正な配置について検討する。

c 主要な施設の整備目標

今後の人口の動向を勘案し，住民が快適で文化的な生活を営むために必要な公共施設を確保することを目標とする。なお，概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は，次のとおりとする。

種 別	名 称
汚物処理場	(仮称)国分地区汚泥再生処理センター

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域の市街地は，古くから J R 隼人駅や国道 10 号を基幹とする交通の要衝として，また，日当山温泉などをはじめとした観光地として発展してきた。近年では産業の振興とともに車社会の発展等による市街地の移行や拡大に伴い，秩序ある市街地の形成を目指し 5 地区，約 151ha（用途地域内の約 20%）の土地区画整理事業や計画的な住宅団地開発を実施し，生活環境の整備，都市機能の整備充実を図ってきた。

今後は土地区画整理事業施行中の浜之市地区の早期完了を図るとともに，良好な居住環境や土地の有効利用，街並みや景観等に配慮した市街地の形成を目指す。

また，にぎわいと魅力ある市街地の形成や J R 隼人駅東西の有機的な連絡を目的として，都市構造における役割に応じ，基盤整備や地区計画等の市街地の誘導策を検討する。

地 区 名	整 備 方 針
浜之市地区	現在施行中の土地区画整理事業の円滑な進捗を図るとともに，事業進捗にあわせ土地利用の適切な誘導策を検討する。
隼人ガーデンシティ	良好な居住環境を備えた一定規模以上の住宅団地として計画され，当該地区の建設促進を図る。
小田工業団地	本区域の頭脳集積都市としての機能を高め，活力ある産業の振興を図るため，工業団地の整備を図る。

市街地整備の目標

概ね 10 年以内に実施する予定の主要な事業は，次のとおりとする。

事 業 名	地 区 名
土地区画整理事業	浜之市地区

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

基本方針

本区域は，霧島連山を源として錦江湾へと流下する清流，天降

川を中心とする沖積平野と，平野部を取り囲むようにして独特の景観をつくりだしている傾斜地，その後背地には嘉例川地区を代表とする豊かな自然環境と集落が共存する里山により構成され，海，山，川に囲まれた豊かな自然環境を有している。そのなかでも，清流天降川は市街地を流下し，住民生活と密接な関係にあるだけでなく，妙見・日当山温泉と相まって，本区域をイメージづける大きな要素でもある。

今後，その豊かな自然を本区域の貴重な財産として，天降川の親水機能を活かした水辺空間の創造など，身近な自然を維持・活用し，人と自然が共生できる環境形成に努め後世に残すよう努める。

また，市街地及び周辺地区においては，増大かつ多様化するレクリエーション需要，地域のコミュニティ空間の創出に対応するとともに，災害の防止や避難地の確保，自然地の維持・育成などの目的に応じた公園・緑地を適切に配置し，良好な環境づくりを目指す。

#### 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全システムの配置	区域全体	将来の暮らしを安全で快適なものにする緑，水，生態系といった自然環境について，地域の特性に応じ保全を図り，良好な暮らしの実現を目指す。また，身近な自然を維持し，自然と人との間に豊かな交流を保つことにより，健全な生態系を維持・回復し，自然と人間との共生を図る。
	北西部地域	嘉例川を中心とする北西部の山々は，大気の浄化や水源涵養の向上面から大きな役割を担うとともに，鹿児島空港と市街地との緩衝地帯としての機能も担っており，今後もその保全に努める。
	天降川及び堤内地の緑地	天降川は人々にうるおいを与え，自然とふれあえる空間を形成しており，今後もその保全・活用に努める
	市街地内の緑地	寺社の緑地や市街地内にある緑地は，その保全に努める。
b レクリエーションシステムの配置	区域全体	人口の増加，近年のレクリエーション需要の増大等に対処するため，市街地の動向，土地利用形態等を勘案して公園緑地等の種別に応じ，適切に配置整備することにより，総合的なレクリエーション機能の充実に努める。

	天降川	天降川を軸として、親水機能を活かした公園や運動公園、散策路を整備することにより、住民の生活に密着したレクリエーション活動の基盤の形成に努める。
	錦江湾沿岸及び海岸部	錦江湾に面する新西浜田や小浜海岸は、海洋性観光レジャーの場として、その活用を検討する。
	市街地内	市街地においては、住民生活に密着した街区公園や緑地を適切に配置する。 また、本区域の文化・歴史施設となる蛭児神社、鹿児島神宮、隼人塚史跡公園の各施設を有機的に連絡する散策路の整備を検討し、住民の健康増進と、人々が交流できる空間形成に努める。
c 防災系統の配置	区域全体	鉄道、河川などの避難を妨げる遮断要素によって分断されない避難圏域を設定し、防災対策の一環として避難地、避難路、緑地等を配置し、都市内のオープンスペースの確保を図る。
d 景観構成系統の配置	北西部地区	本区域の市街地から望める北西部の山々は、四季折々の表情を見せ住民の貴重な財産である。今後、斜面緑地や稜線の自然景観の保全を図る。
	天降川	現在の親水公園や運動公園等と一体となり、住民にやすらぎを与える景観として保全を図る。
	市街地内	市街地内に整備された公園や寺社周辺の緑地を保全するとともに、地区の特性に応じて、敷地内の植栽や垣根等について、住民と一体となり緑豊かな都市景観の創造を検討する。

#### 実現のための具体の都市計画制度の方針

既存の都市公園や緑地を考慮しながら、都市内に質・量共に適正な公園・緑地を配置することを目的として、住区基幹公園や都市基幹公園の整備を検討するとともに、良好な自然環境を有している緑地等については、必要に応じ風致地区等の保全を目的とする地域地区の指定を検討する。

#### 主要な緑地の確保目標

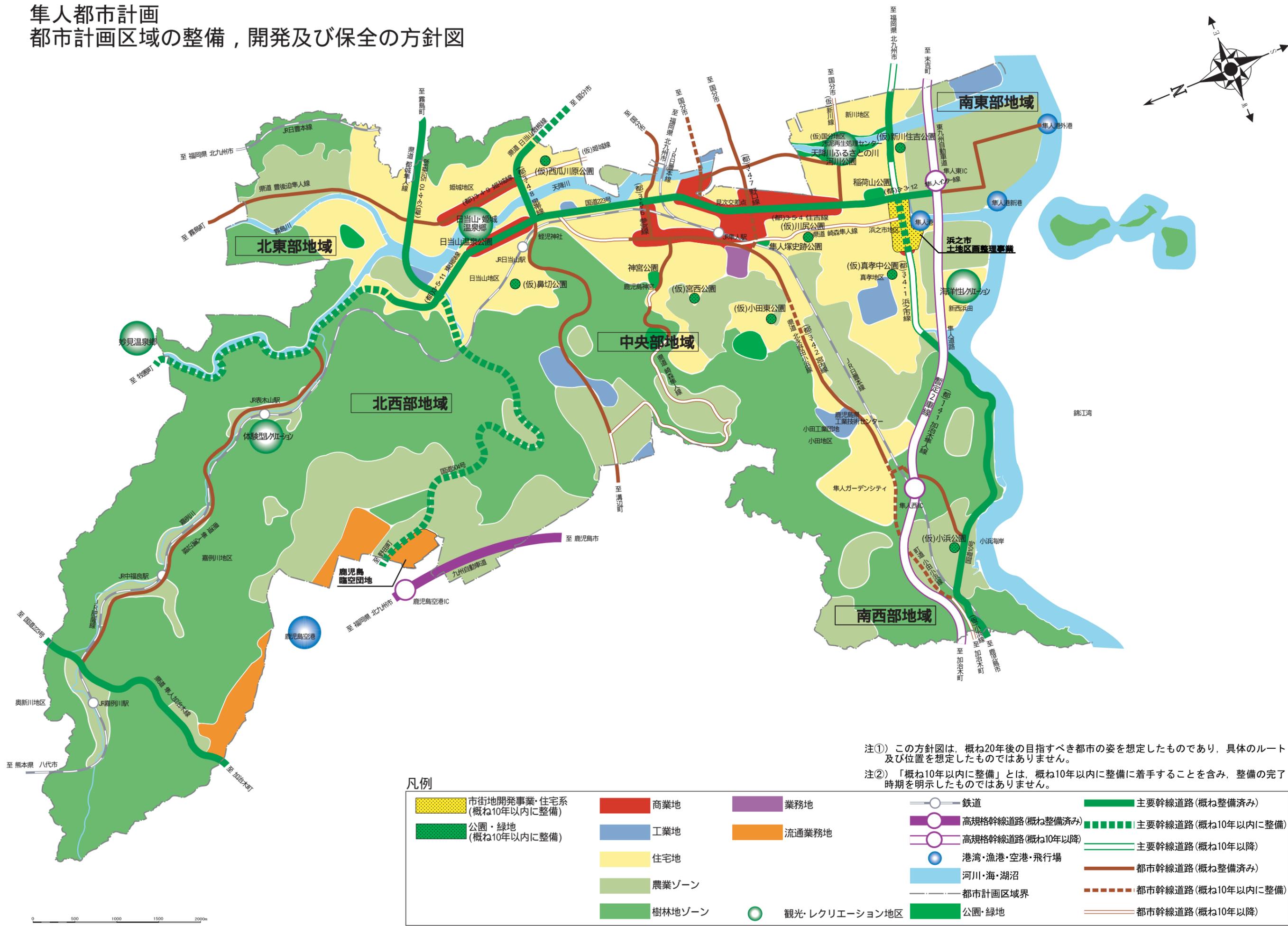
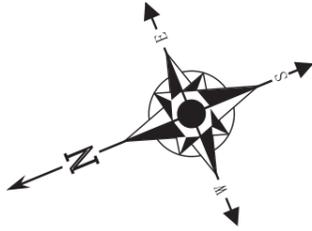
##### a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

種 別	名 称 等	規 模
街区公園	(仮称) <small>はなきれ</small> 鼻切公園	約0.25ha

街区公園	(仮称) <sup>すいかがわら</sup> 西瓜川原公園	約 0.30ha
街区公園	(仮称) <sup>みやにし</sup> 宮西公園	約 0.25ha
街区公園	(仮称) 小田東公園	約 0.25ha
街区公園	(仮称) <sup>かわしり</sup> 川尻公園	約 0.25ha
街区公園	(仮称) <sup>しんこうなか</sup> 真孝中公園	約 0.34ha
街区公園	(仮称) 新川住吉公園	約 0.25ha
街区公園	(仮称) <sup>おばま</sup> 小浜公園	約 0.25ha

- b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区  
概ね 10 年以内に地域地区指定を行う予定の地区はないが、必要  
に応じ、緑地保全地区の地域地区の指定を行うものとする。

# 隼人都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針図



注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を想定したものではありません。

注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。

## 凡例

市街地開発事業・住宅系 (概ね10年以内に整備)	商業地	業務地	鉄道	主要幹線道路 (概ね整備済み)
公園・緑地 (概ね10年以内に整備)	工業地	流通業務地	高規格幹線道路 (概ね整備済み)	主要幹線道路 (概ね10年以内に整備)
	住宅地		高規格幹線道路 (概ね10年以降)	主要幹線道路 (概ね10年以降)
	農業ゾーン		港湾・漁港・空港・飛行場	都市幹線道路 (概ね整備済み)
樹林地ゾーン	観光・レクリエーション地区		河川・海・湖沼	都市幹線道路 (概ね10年以内に整備)
			都市計画区域界	都市幹線道路 (概ね10年以降)